

袖ヶ浦市国民保護計画



平成 19 年 1 月
(令和 5 年 4 月 変更)
袖ヶ浦市

目 次

第1編 総論

はじめに（国民保護に関する袖ヶ浦市の基本的な考え方）	・・・ 1
----------------------------	-------

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	・・・ 2
----------------------	-------

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	・・・ 2
2 市国民保護計画の構成	・・・ 2
3 市国民保護計画の特色	・・・ 3
4 袖ヶ浦市地域防災計画等との関連	・・・ 3
5 市国民保護計画の見直し、変更手続	・・・ 4

第2章 国民保護措置に関する基本方針	・・・ 4
--------------------	-------

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱	・・・ 6
--------------------	-------

1 関係機関の事務又は業務の大綱	・・・ 7
------------------	-------

第4章 市の地理的、社会的特徴	・・・ 9
-----------------	-------

1 地形	・・・ 9
2 気候	・・・ 9
3 人口分布	・・・ 13
4 道路の位置等	・・・ 15
5 鉄道、港湾等の位置	・・・ 15
6 自衛隊施設等	・・・ 15
7 その他	・・・ 15
8 本市での留意事項	・・・ 17

第5章 市国民保護計画が対象とする事態	・・・ 19
---------------------	--------

1 武力攻撃事態	・・・ 19
2 緊急対処事態	・・・ 19

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え	・・・ 21
-------------	--------

第1 市における組織・体制の整備	・・・ 21
------------------	--------

1 市の各部等における平素の業務	《各部等、消防本部》	・・・ 21
2 関係機関との連携体制の整備	《企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部》	・・・ 27
3 通信の確保	《総務部、消防本部》	・・・ 30
4 情報収集・提供等の体制整備	《総務部、市民子育て部、消防本部》	・・・ 30
5 研修及び訓練	《総務部、各部等》	・・・ 35

第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	・ ・ ・ 37
1 避難に関する基本的事項	
《総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部、教育部》	・ ・ ・ 37
2 避難実施要領のパターンの作成 《総務部》	・ ・ ・ 38
3 救援に関する基本的事項 《総務部、福祉部》	・ ・ ・ 39
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
《企画政策部、総務部、都市建設部、環境経済部》	・ ・ ・ 39
5 避難施設の指定への協力 《総務部》	・ ・ ・ 40
6 生活関連等施設の把握等 《総務部、環境経済部、消防本部》	・ ・ ・ 40
第3 物資及び資材の備蓄、整備	・ ・ ・ 42
1 市における備蓄	
《総務部、市民子育て部、環境経済部、消防本部》	・ ・ ・ 42
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 《各部等》	・ ・ ・ 43
第4 要配慮者の支援体制の整備	・ ・ ・ 44
1 要配慮者に関する配慮	
《総務部、市民子育て部、福祉部、消防部》	・ ・ ・ 44
2 社会福祉施設等における備え 《総務部、福祉部》	・ ・ ・ 44
3 児童・生徒等の避難時の配慮 《総務部、福祉部、教育部》	・ ・ ・ 44
4 外国人に対しての配慮 《総務部、企画政策部》	・ ・ ・ 45
第5 国民保護に関する理解の促進	・ ・ ・ 46
1 理解の促進 《総務部、消防本部》	・ ・ ・ 46
2 防災に関する啓発との連携 《総務部、消防本部》	・ ・ ・ 46
3 学校における教育 《総務部、消防本部、教育部》	・ ・ ・ 46
第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処	・ ・ ・ 47
第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	・ ・ ・ 47
1 初動時情報連絡体制 《各部等》	・ ・ ・ 47
2 市国民保護等連絡室の設置 《各部等》	・ ・ ・ 47
3 市国民保護等緊急対策本部の設置 《各部等》	・ ・ ・ 49
4 市国民保護対策本部に移行する場合の調整 《各部等》	・ ・ ・ 50
第2 市国民保護対策本部の設置等	・ ・ ・ 51
1 市対策本部の設置等 《各部等》	・ ・ ・ 51
2 通信の確保 《防災安全班》	・ ・ ・ 61
第3 関係機関相互の連携	・ ・ ・ 62
1 国・県の対策本部との連携 《防災安全班》	・ ・ ・ 62

2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 《防災安全班、企画政策班》	・ ・ ・ 62
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 《秘書広報班》	・ ・ ・ 63
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 《秘書広報班》	・ ・ ・ 63
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 《秘書広報班》	・ ・ ・ 64
6	市の行う支援 《総務部》	・ ・ ・ 64
7	自主防災組織等に対する支援 《市民協働推進班、防災安全班、地域福祉班、環境管理班、商工観光班》	・ ・ ・ 65
8	住民への協力要請 《関係各部》	・ ・ ・ 66
第4	警報及び避難の指示等	・ ・ ・ 67
1	警報の伝達等 《秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、地域福祉班、障がい者支援班、 高齢者支援班、消防総務班》	・ ・ ・ 67
2	避難住民の誘導等 《秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、教育総務班、地域福祉班、 子育て支援班、医療班、環境管理班、商工観光班、生涯学習班、スポーツ振興班、 消防本部、消防団部》	・ ・ ・ 71
第5	救援	・ ・ ・ 81
1	救援の内容 《防災安全班、市民班、地域福祉班、子育て支援班、医療班、環境管理班、 商工観光班、農林振興班、都市整備班、資産管理班、消防本部、消防団部、 学校教育班、協力班》	・ ・ ・ 81
2	関係機関との連携 《企画政策班、秘書広報班、防災安全班、地域福祉班、医療班、環境管理班、 商工観光班》	・ ・ ・ 82
3	救援の内容 《秘書広報班、防災安全班》	・ ・ ・ 82
第6	安否情報の収集・提供	・ ・ ・ 83
1	安否情報の収集 《市民班、秘書広報班、防災安全班、行政管理班、医療班》	・ ・ ・ 83
2	県に対する報告 《防災安全班、行政管理班、市民班》	・ ・ ・ 84
3	安否情報の照会に対する回答 《防災安全班、市民班》	・ ・ ・ 84
4	日本赤十字社に対する協力 《市民班、地域福祉班》	・ ・ ・ 85
第7	武力攻撃災害への対処	・ ・ ・ 86
1	武力攻撃災害への対処 《秘書広報班、総務班、消防本部、消防団部、各部班》	・ ・ ・ 86

2	応急処置等	
	《防災安全班、消防総務班、消防本部、消防団部、関係各班》	・ ・ ・ 87
3	生活関連等施設における災害への対処等	
	《総務班、防災安全班、調査1班、調査2班、地域福祉班、子育て支援班、医療班、 商工観光班、農林振興班、各消防班、教育総務班》	・ ・ ・ 92
4	NBC攻撃による災害への対処等	
	《秘書広報班、総務班、防災安全班、行政管理班、医療班、消防本部、消防団部》	・ ・ ・ 94

第8 被災情報の収集及び報告 ・ ・ ・ 97

1	被災情報の収集及び報告	
	《防災安全班、行政管理班、調査1班、調査2班、土木管理班、消防予防班》	・ ・ ・ 97

第9 保健衛生の確保その他の措置 ・ ・ ・ 98

1	保健衛生の確認	
	《市民子育て部、環境管理班、廃棄物対策班、商工観光班、農林振興班》	・ ・ ・ 98
2	廃棄物の処理	《廃棄物対策班》
		・ ・ ・ 99

第10 国民生活の安定に関する措置 ・ ・ ・ 100

1	生活関連物質等の価格安定	《環境経済部》
		・ ・ ・ 100
2	避難住民等の生活安定	《企画政策部、福祉部、環境経済部、教育部》
		・ ・ ・ 100
3	生活基盤等の確保	《土木管理班、土木建設班》
		・ ・ ・ 101

第11 特殊標章等の交付及び管理 ・ ・ ・ 102

1	特殊標章等	
		・ ・ ・ 102
2	特殊標章等の交付及び管理	《防災安全班、消防総務班》
		・ ・ ・ 103
3	特殊標章等に係る普及啓発	《総務部、福祉部、学校教育班、消防総務班》
		・ ・ ・ 103

第3編 緊急対応事態への備えと対応

第1章 総論 ・ ・ ・ 104

第1 基本的な考え方 ・ ・ ・ 104

第2 事態想定ごとの被害概要 ・ ・ ・ 105

1	攻撃対象施設等による分類	・ ・ ・ 105
2	攻撃手段による分類	・ ・ ・ 106

第3 平素からの備え	・ ・ ・ 107
1 市が管理する公共施設における警戒 《関係各部》	・ ・ ・ 107
2 対処マニュアル等の整備及び留意点 《防災安全班、各部等》	・ ・ ・ 107
3 石油コンビナート等特別防災区域における備え 《総務部、環境経済部、消防本部》	・ ・ ・ 107

第2章 緊急処理事態への対処	・ ・ ・ 108
-----------------------	-----------

第1 事態認定前の対処	・ ・ ・ 108
1 初動時情報連絡体制 《各部等》	・ ・ ・ 108
2 市国民保護等連絡室の設置 《各部等》	・ ・ ・ 108
3 市国民保護等緊急対策本部の設置 《各部等》	・ ・ ・ 110
4 市緊急処理事態対策本部に移行する場合の調整 《各部等》	・ ・ ・ 112

第2 市緊急処理事態対策本部の設置等	・ ・ ・ 113
1 市緊急処理事態対策本部の設置手順 《各部等》	・ ・ ・ 113
2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項 《各部等》	・ ・ ・ 113

第3 関係機関相互の連携と主な役割	・ ・ ・ 114
1 初動時における連携の基本モデルと主な役割	・ ・ ・ 114
2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割	・ ・ ・ 116

第4 緊急処理事態への対処上の留意点	・ ・ ・ 126
1 緊急処理事態における警報の通知および通達	・ ・ ・ 126
2 特殊標章等の標章の取扱い	・ ・ ・ 126
3 国民経済上の措置の取扱い	・ ・ ・ 126
4 石油コンビナート等特別防災区域に係る緊急処理事態における災害への対処	・ ・ ・ 126

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧	・ ・ ・ 127
1 基本的考え方 《関係各部》	・ ・ ・ 127
2 公共的施設の応急の復旧 《秘書広報班、防災安全班、土木管理班、土木建設班、下水対策班、農林振興班》	・ ・ ・ 127

第2章 武力攻撃災害等の復旧	・ ・ ・ 129
1 国における所要の法制の整備等	・ ・ ・ 129
2 市が管理する施設及び設備の復旧 《各部等》	・ ・ ・ 129

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	・ ・ ・ 130
1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求	《関係各部》 ・ ・ ・ 130
2 損失補償及び損害補償	《関係各部》 ・ ・ ・ 130
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	《財政班》 ・ ・ ・ 130
4 他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁	《財政班》 ・ ・ ・ 131